

茨城県央環境衛生組合公共工事の前払金取扱要綱

令和 7 年 4 月 1 日

要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、茨城県央環境衛生組合財務規則（令和 6 年茨城県央環境衛生組合規則第 1 3 号）第 2 条の規定により準用する茨城町財務規則（昭和 6 1 年茨城町規則第 4 号。以下「財務規則」という。）第 8 6 条及び第 1 5 5 条に定めるもののほか、茨城県央環境衛生組合（以下「組合」という。）が発注する公共工事の前払金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象工事)

第 2 条 組合が前払金の対象工事とすることができる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する土木建築に関する工事又は測量（以下「工事」という。）で、組合が発注する 1 件の契約金額が 5 0 0 万円以上のものとする。

(前払金の対象者)

第 3 条 組合が前払金の対象者とすることができる者は、前条に規定する工事の受注者で、法第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と同条第 2 項に規定する前払金の保証に関する契約（変更契約を含む。以下「保証契約」という。）を締結したもの（以下「受注者」という。）とする。

(前払金の範囲)

第 4 条 組合が前払金の対象とする経費は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定める範囲とする。

(1) 土木建築に関する工事に係る経費

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費のうち 4 割を超えない範囲内

(2) 土木建築に関する工事の設計又は調査に係る経費

当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費のうち 3 割を超えない範囲内

(3) 土木建築に関する工事の用に供する機械類の製造に係る経費

当該土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造に必要な経費のうち 3 割を超えない範囲内

(4) 測量に係る経費

当該測量の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支

払運賃、修繕料及び保証料に相当する額として必要な経費のうち3割を超えない範囲内

- 2 前項の規定による前払金の上限額に、10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(前払金の請求)

第5条 受注者が前払金の請求をしようとするときは、保証契約に係る保証証書を組合へ寄託するとともにその写しを添え請求書を組合へ提出するものとする。

(保証証書の保管等)

第6条 組合が寄託を受けた保証契約に係る保証証書は、当該工事を発注した担当係において保管するものとし、その写しは、支出の証拠書類とする。

(前払金の特例)

第7条 債務負担行為及び継続費に係るものについての前払金の支払をするときは、当該契約金額の各年度別の出来高予定額を基本として、第4条第1項各号に規定の割合で計算した額の範囲内とする。ただし、管理者が特別の事情があると認めたときは、当初契約金額の総額を基本とすることができる。

- 2 繰越明許費（事故繰越しを含む）に係るものについての前払金の支払をするときは、当該契約金額の総額を基本として、第4条第1項各号に規定する割合で計算した額の範囲内とする。

- 3 前2項の規定により計算した前払金の上限額に、10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(前払金の支払)

第8条 管理者は、適法な前払金の請求書を受理したときは、その日から起算して、14日以内に前払金を支払うものとする。

(請負代金の額の変更に伴う措置)

第9条 管理者は、設計変更により請負代金の額が著しく増額された場合において、必要があると認めるときは、既に支払った前払金を増額することができる。この場合において、増額後の前払金の額は第4条第1項の規定による額を越えることはできない。

- 2 管理者は、請負代金の額が著しく減額された場合において、既に支払った前払金の額が減額後の請負代金の額の10分の5（設計等にあつては、10分の4）を超えるときは、請負代金の額が減額された日から30日以内にその超過額を返還させなければならない。

- 3 前項の規定に関わらず、管理者は、同項の超過額が相当の額に達し、その全てを返還させることが適当でないと認められるときは、受注者と協議して返還すべき額を定めることができる。ただし、請負代金の額が減額された日から20日以内に当該協議が整わないときは、返還すべき超過額は、管理者が定める。

- 4 管理者は、前項の規定により返還すべき超過額を決定したときは、期日を指定して当該超過額を返還させるものとする。

5 管理者は、第2項及び前項の規定により指定した期日までに前払金の超過額の返還がないときは、指定した期日の翌日から納付するまでの日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項及び第2項の規定により計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（前払金の返還）

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- （1） 当該工事の請負契約が解除されたとき。
- （2） 保証事業会社が当該工事の保証契約を解除したとき。
- （3） 前払金を当該工事以外の目的に使用したとき。

（前金払の制限）

第11条 管理者は、第2条及び第3条に規定する工事及び受注者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、前払金の割合を制限し、又は前払金を支払わないことができる。

- （1） 組合の財政がひっ迫し、又はひっ迫することが予想されるとき。
- （2） 契約期間が、60日未満であるとき。
- （3） 正当な理由がなく工事の履行について遅延のある者又は過去において著しく遅延を繰り返した者が工事を行うとき。
- （4） 前3号に掲げる場合を除くほか、管理者が前金払を支払う必要がないと認めるとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。